

## 7 金融関係

### ア 銀行

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し（金融庁）	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討	検討	（金融庁） 普通銀行の社債発行のあり方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、検討を行っているところ。	
特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）の借主範囲の拡大（法務省、金融庁）	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業（資本金3億円以下）に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社（「証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人）にも拡大することが可能かどうか検討する。	検討	検討	検討	（法務省、金融庁） 法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行う方針である。 コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていく。 検討においては、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し、借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
自己競落による競落の仕組みの検討（競落対象物件の拡大） （金融庁）	銀行のほか業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえた上で、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に相当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に相当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	検討	結論		（金融庁） 銀行の自己競落子会社の競落対象物件の範囲拡大については、親銀行の持つ膨大な顧客情報を取得し得る自己競落子会社が不動産市場に与える影響等について現状懸念が示されており、措置困難と結論した。	
銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃 （金融庁）	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。 【証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成16年政令第354号）】	措置済（12月施行）				
銀行による証券仲介業務の解禁 （金融庁）	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	措置済（12月施行）				
信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大 （金融庁）	銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限（事業性ローンの取扱い禁止）を撤廃する。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は（禁止を含め）別途の取扱いとすることについて検討する。 【「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」等】 【主要行等向けの総合的な監督指針】 【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】	検討	結論	措置	（金融庁） グループ内の事業性ローンに係る保証を除き、当該業務制限を撤廃し、関連告示並びに監督指針について所要の改正を行うこととした。 （平成19年4月10日パブリックコメント開始、19年6月改正）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
その他金融業を行う者の資金の貸付（住宅ローン）の代理業務に係る規制の緩和（金融庁）	代理店契約書に定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）】		検討	結論	（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）」が第163回国会で成立（平成17年10月26日）、新たに導入された銀行代理業制度においては、営業所又は事務所以外の場所で銀行代理業の業務を行うことを認めている（平成18年4月1日施行）。	
店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化（金融庁）	為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。 【銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正】	内閣府令改正予定	措置済（18年4月施行予定）			
銀行における収入依存度規制の更なる緩和（共同従属会社の設立の容認）（金融庁）	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行のほか業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）】	第162回国会に法案提出予定	措置済			
銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等（金融庁）	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行のほか業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。	検討開始	結論		（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度			
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁（経済産業省）	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告（平成14年12月）における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	措置済（4月）					
信託業規制の見直し（信託会社の一般事業法人への解禁等）（金融庁）	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。 また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。 【信託業法（平成16年12月3日法律第154号）】	措置済（12月施行）					
信託業法における受託財産制限の緩和（金融庁）	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。 【信託業法（平成16年12月3日法律第154号）】	措置済（12月施行）					
信託業務のみを取り扱う施設・設備（「信託専門店舗等」という）の設置の可能化、及び信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化（金融庁）	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第108号）】 【信託会社等に関する総合的な監督指針（平成16年12月28日）】	措置済					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
信託銀行への投資一任業務の解禁（金融庁）	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）】	措置済（4月施行）				
信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁（金融庁）	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。 【金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第16号）】	措置済（4月施行）				
資産流動化に際しての信託宣言の許容（法務省）	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得、所要の措置を講ずる。		結論・法案提出		（法務省） 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容については、新信託法において、自己信託（信託宣言）を許容することにより措置。	
更なる信託スキームの活用資する商事（営業）信託関連法制の見直し（金融庁、法務省）	更なる信託スキームの活用資する商事（営業）信託関連法制の見直しを行う。		検討・結論・法案提出		（金融庁、法務省） 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容である商事信託関連法制の見直しについては、新信託法において、受託者の義務の合理化・受益者の多数決による意思決定の許容、信託の併合・分割の制度の新設などを内容とする見直しをすることにより措置。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
信託法第58条の見直し (金融庁、法務省)	S P C法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。		検討・結論・法案提出		(金融庁、法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容である旧信託法第58条の見直しについては、新信託法において、裁判所が信託の終了を命じることができる場合に関する旧信託法の要件を改めることにより措置。	
業態間の相互参入 (金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	平成16年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）			(金融庁) 第159回通常国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」が成立し（平成16年6月2日）、銀行等による証券仲介業務が解禁された（平成16年12月1日施行）。 また、第161回臨時国会において、「信託業法（平成16年法律第154号）」が成立（平成16年11月26日）、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となった（平成16年12月30日施行）。 第163回国会において、「銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）」が成立し（平成17年10月26日）、利用者保護等のための所要の措置を講じた上で、幅広い一般の事業者の参入を可能とする銀行代理業制度が創設された（平成18年4月1日施行）。 銀行等が販売できる保険商品については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第84号）」により、新たな弊害防止措置を講じた上で、一部の保険商品を先行解禁し、残る保険商品についても、平成19年12月22日に解禁することとした。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
21株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略（法務省）	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。 【電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律】（平成16年法律第87号）】	措置済（2月施行）				
22信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備（金融庁）	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。 【信託会社等に関する総合的な監督指針（平成16年12月28日）】	措置済				
23タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化（金融庁）	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（要請）」に係る調査表の提出を廃止する。 【タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（調査表の廃止）（平成17年2月24日）】	措置済				
24銀行持株会社及び銀行による届出手続の簡素化（金融庁）	銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化の観点から、運用面の見直しを検討し、結論を得る。 【主要行等向けの総合的な監督指針 - 5（平成17年10月28日）】		措置済			
25信託財産に係る議決権保有規制の弾力化（公正取引委員会）	「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなったような場合も、一定の条件の下で例外的に許容することとするなど、基準の弾力化をはかる。		検討・結論	措置		（17年度措置済）
26銀行による優先株の保有規制の緩和（金融庁）	企業再建を目的として取得した優先株の普通株への転換を行う場合に、承認制の下で議決権保有制限（5%ルール）の適用除外とすることについては、議決権取得制限の趣旨を踏まえ検討を行っているところであり、措置する方向で平成17年度中に結論を得る。		検討・結論	措置		（17年度措置済）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
27信用保証協会保証付債権の譲渡範囲の拡大 (経済産業省)	譲渡先の範囲拡大、さらには、どのような条件の下に承認すべきかについて、審議会の議論も踏まえ、関係省庁と調整の上、早急に結論を得、措置する。 【中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第245号）】		措置済（8月施行）			
28証券子会社との弊害防止措置の見直し (金融庁)	証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券の範囲の点検、非公開情報の授受に係る内閣府令の点検、電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の点検、を実施する。			検討	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討中。「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第78号）」により、弊害防止措置の適用除外承認の対象会社に独占禁止法上の持株会社以外の持株会社を追加することを措置（平成18年9月1日施行）。「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第78号）」により、電子情報処理組織の共有の禁止規定を削除することを措置（平成18年9月1日施行）	
29第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外 (金融庁)	米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行うことが確認できた場合には、公募増資と同様に第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除することを検討する。また、銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除することを検討する。 【主要行等向けの総合的な監督指針】 【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】			検討・結論	(金融庁) 公募増資と同様に法令等遵守の観点から相応のチェック機能が働く増資形態について、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように監督指針を改正した（平成19年3月30日実施）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
30異業種（ノンバンク等）ATMにおける貸付業務の解禁（金融庁）	異業種（ノンバンク等）ATMにおける銀行貸付業務を解禁する。 【船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第29号）】			措置	（金融庁） 異業種（ノンバンク等）ATMにおける銀行貸付業務については、銀行法等の改正に伴う「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第29号）」において措置（平成18年4月1日施行）。	
31国立大学法人の資金調達に係る規制緩和（文部科学省）	国立大学法人が行うことができる長期借入金の対象範囲を拡大するとともに、認可の具体的な運用の在り方について今後適切に対応する。 【国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第386号）】		措置済（12月施行）			
32銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業務の契約締結代理業務の解禁（金融庁）	信託兼営金融機関が営む併営業務を受託する契約の締結の代理又は媒介について、銀行の付随業務として認められていることから、子会社業務範囲に含めることを検討する。			検討開始	（金融庁） 信託兼営金融機関が営む併営業務を受託する契約の締結の代理又は媒介について、銀行の付随業務として認められていることから、子会社業務範囲に含めることについて検討を行っているところ。	
33永久劣後調達に係る届出手続簡素化（金融庁）	永久劣後債の発行等に係るパーゼル合意適合性等を弁護士意見により担保するとの規制の趣旨を踏まえつつ、事務の簡素化の観点から運用面の見直しを図る。 【主要行等向けの総合的な監督指針】【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】			検討・結論	（金融庁） 永久劣後債等の発行届出書に弁護士意見書を添付する義務を免除するなど、事務の簡素化が図られるように監督指針を改正した（平成19年3月30日実施）。	
34利益相反取引の受益者宛報告内容の見直し（金融庁）	個人情報保護法の趣旨に鑑み、信託契約において定められた条件に基づく利益相反取引についての受益者宛報告の内容について、多数の個人を相手方とする定型的な貸付取引等における実態やそのニーズを踏まえた上で、見直しを検討する。			検討開始	（金融庁） 第165回国会で成立（平成18年12月8日）した「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）」の施行に伴う内閣府令等の改正において、個人に係る受益者宛に開示する内容を制限する措置を行うこととしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
35受益者の定めのない信託の実現（法務省）	有効期間を超えて存続できないものとする等、所要の規定を整備した上で、公益信託以外についても受益者の定めのない信託を有効とする。		法案提出		（法務省） 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容である受益者の定めのない信託の実現については、新信託法において、受益者の定めのない信託の制度を新設することにより措置。	

## イ 協同組織金融機関

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
信用金庫等による劣後債の発行（金融庁）	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討	検討	検討	（金融庁） 資金調達手段など協同組織金融機関の業務及び組織の在り方については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日公表）を踏まえ見直しを検討する。	
信用金庫の会員資格の見直し（金融庁）	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討	検討	検討	（金融庁） 会員資格の資本金基準など協同組織金融機関の業務及び組織の在り方については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日公表）を踏まえ見直しを検討する。	
協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止（金融庁）	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、平成16年度中に結論を得る。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）】	検討・結論	措置済（平成18年4月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
員外貸出先の拡充 （金融庁）	PFI事業への融資については、地方公共団体等への融資に準じて考えられるべきものであり、地方公共団体への融資が認められている信用金庫がPFI事業資金の融資を行うことは本来的に認められてよいはずであるから、早期に員外貸出先の拡充を図る。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）の施行に伴う政令改正】	検討開始	措置済 （平成18年4月施行）			
一般職員の兼業・兼職制限の廃止 （金融庁）	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）】	検討開始	措置済（平成18年4月施行）			
信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）】	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）】	措置済（4月施行）				
会員の法定脱退事由の拡大 （金融庁）	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。			検討開始	（金融庁） 法定脱退事由の拡大については、法定脱退が会員の意思にかかわらず当然に脱退の効果が発生するものであることから、会員の権利保護等の観点もふまえて検討する。	
事業用不動産の有効活用 （金融庁）	平成17年6月30日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、金融機関が事業用不動産の賃貸等を行う際の判断基準の明確化を行ったところであるが、地域金融機関による事業用不動産の有効活用を図る観点から、その改正内容について担当部局への更なる周知徹底を図る。			措置	（金融庁） 平成18年8月、各財務局に対し本件改正内容の更なる周知徹底を実施。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
附属明細書の総（代）会への報告の廃止 （金融庁）	附属明細書の総（代）会への報告を不要とする。 【会社法整備法（平成17年法律87号）】			措置	（金融庁） 附属明細書の総（代）会への報告制の廃止については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）」において措置した（平成18年5月1日施行）。	
事業報告書の総（代）会承認制の廃止 （金融庁）	事業報告書の総（代）会への承認を不要とする。 【会社法整備法（平成17年法律87号）】			措置	（金融庁） 事業報告書の総（代）会承認制の廃止については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）」において報告制とすることを措置した（平成18年5月1日施行）。	
前払式証票発行における発行保証金の供託に代わる保全契約対象先範囲の拡大 （金融庁）	前払式証票発行に伴う発行保証金の供託に代わる保全契約の相手方金融機関に農協及び信連を追加する。【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第55号）】			措置	（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第55号）」により、保全契約の相手方金融機関に農協、信連等を追加した（平成18年5月1日施行）。	
信用金庫による独立行政法人への貸付けに係る規制緩和 （金融庁）	独立行政法人に対する貸出を信用金庫の員外貸出として認める。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）の施行に伴う政令改正】		措置済 （平成18年4月施行）			

## ウ 証券

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
金融サービス（投資）法制の横断化（金融庁）	現行の証券取引法を金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）に改め、投資性の強い金融商品を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。 （第164回国会に関係法案提出）		法案提出	（施行は平成19年度予定）	（金融庁） 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等が第164回国会において成立（平成18年6月7日）。 この中で幅広い金融商品・サービスに関する包括的・横断的な法制を整備し、「証券取引法」の名称を「金融商品取引法」に変更した（19年度中施行予定）	
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て（法務省）	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	検討	平成17年度以降引続き検討・結論		（法務省） 間接保有証券の準拠法に関する条約の署名及び批准の要否等について、この点に関する諸外国の検討状況を踏まえながら、引き続き法制審議会において検討を行った。なお、同条約については、欧米を含め、未だに同条約を批准した国が一つもない状況にあることから、諸外国の検討状況を踏まえながら、引き続き検討を継続する必要がある。	
信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化（法務省・金融庁）	信託受益権につき有価証券を発行できるようにすることについて、所要の結論を得る。		検討・結論・法案提出		（法務省） 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容については、新信託法において、受益証券発行信託の制度を創設し、同整備法の中で信託受益権を証券取引法上の有価証券とすることにより措置。 （金融庁） 「信託法（平成18年法律第108号）」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）」が第165回国会において成立（18年12月8日）。受益証券発行信託に関する規定の整備を措置した（19年度中施行予定）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	また、仮に、信託受益権につき有価証券を発行することが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて検討し、所要の結論を得る。		検討・結論・法案提出		<p>（法務省）</p> <p>信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。</p> <p>要望内容については、整備法の中で、信託受益権を振替制度の対象とすることにより措置。</p> <p>（金融庁）</p> <p>「信託法（平成18年法律第108号）」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第108号）」が第165回国会において成立（18年12月8日）、信託法整備法において振替制度の対象化について措置した（信託法整備法の公布から5年以内の施行予定）。</p>	
有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大（金融庁）	株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しについて、所要の措置を講ずる。（第164回国会に法案提出）		法案提出	（施行は平成19年度予定）	<p>（金融庁）</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等が第164回国会において成立（18年6月7日）、デリバティブ取引に関する定義の拡大等、規制対象商品の包括化・横断化を措置した（19年度中施行予定）。</p>	
証券取引法における「子法人等」の定義の改正（金融庁）	証券取引法における「子法人等」と他法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨等を踏まえて検討し、平成17年度中に結論を得る。 【金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第92号）】	一部措置済（12月施行）	検討・結論		<p>（金融庁）</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討する。</p>	
証券会社口座における株式配当金の受領について（金融庁）	証券会社の付随業務に自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈することを明確にする。	措置済（12月）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
外国証券会社の取引に係る規制の見直し (金融庁)	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会社のための取引に限定した上で、注文の4要素（売買の別、銘柄、価格、数）の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第55号）】	措置済 (6月施行)				
公開買付けの適用除外範囲の拡大 (金融庁)	「3分の1ルール（強制的公開買付制度）」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第354号）】	措置済 (12月施行)				
証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 (金融庁)	事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で結論を得、所要の措置を講ずる。		検討	検討・結論	(金融庁) 事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価し、検討を行っているところ。	
適格機関投資家の申請手続の緩和 (金融庁)	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回（7月）から年2回（7月及び1月）とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済 (12月施行)				
	更なる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。	平成17年度以降検討			(金融庁) 更なる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
有価証券の私募に関する規制の見直し (金融庁)	a 少数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済（12月施行）				
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）で定める「同一種類のほかの有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済（12月施行）				
社債の発行登録制度における訂正発行登録書提出基準の緩和 (金融庁)	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。 【企業内容等開示ガイドライン（平成16年12月1日）】	措置済（12月改正）				
社振法における「短期社債」の要件見直し (法務省・金融庁)	短期社債の発行における総額引受要件について会社法の整備の一環として廃止の方向で見直しを行い、平成16年度中に法案提出を行う。 【会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）】	法案提出	公布	措置済（5月施行）	(17年度措置済)	
投資法人による参照方式・発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済（12月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
SPCによる発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討する。	検討	検討	検討	(金融庁) 資産流動化証券に係る発行登録制度の利用を可能とすることについて、投資家保護の観点を踏まえた上で検討を行っている。	
投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	一定の条件下で投資法人のCPの発行が可能となるよう、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に係る法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」等が第164回国会において成立(平成18年6月7日)、一定の条件を満たす場合の投資法人による短期投資法人債の発行に関する規定の整備を措置した(平成19年度中施行予定)。	
投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正の議論を踏まえ、検討を行い、結論を得る。		検討・結論・法案提出		(金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会において成立(平成18年12月8日)、投資信託の併合に関する規定の整備を措置した(平成19年度中施行予定)。	
有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)				
ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 (金融庁)	有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮（金融庁）	企業の資金調達円滑化の観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済（12月施行）				
21 有価証券報告書の提出義務の緩和（金融庁）	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で結論を得、所要の措置を講ずる。 （第164回国会に関係法案提出）	検討	結論・法案提出	（施行は平成19年度予定）	（金融庁） 有価証券報告書の提出義務の緩和を盛り込んだ「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」が第164回国会において成立（平成18年6月7日、平成19年度中施行予定）。	
22 目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化（金融庁） <ITウ に再掲>	証券取引法に規定する交付書類（目論見書等）の電磁的方法による提供が認められるための要件である 当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈を明確化する。	措置済				
23 目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和（金融庁） <ITウ に再掲>	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	措置済（12月施行）				
24 投資証券に関する大量保有報告制度の導入（金融庁）	投資法人の投資証券について大量保有報告制度の対象とすることについて検討し、結論を得る。		検討	結論	（金融庁） 投資法人の投資証券を大量保有報告制度の対象とすることについて、「証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第377号）」により措置した（平成19年1月1日施行）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
25 投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し (金融庁)	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中に措置する。 【企業内容等開示ガイドライン（平成16年12月1日）】	措置済（12月改正）				
26 英語での情報開示及び書類の提出の容認 (金融庁)	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。 【証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）】	法案提出	措置済（12月施行）			
27 グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略 (金融庁)	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出を可能とするよう、投資家保護上の問題に配慮しつつ、英語によるディスクロージャーを可能とする証券取引法の改正にあわせて措置する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第103号）】		措置済（12月施行）			
28 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和 (金融庁)	一定の条件を付した上で外国発行者による事前届出義務等の規制を緩和することが可能となるよう、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に係る法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討する。	
29 財産の効率的運用に資するインターナショナル・クロス取引規制の緩和 (金融庁)	一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナショナル・クロス取引を行う場合には、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。		検討	検討	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討する。	

## 工 保険

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全（金融庁）	特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権を保護する措置を講ずる。 【保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）】	法案提出		措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施（金融庁）	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討	検討	検討	（金融庁） 保険の引受けの対価として現物資産を一般的に観念することができるか、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。	
損害保険に関する契約者保護制度の見直し（金融庁）	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）】	法案提出		措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
保険契約移転時における移転単位の見直し（金融庁）	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間（移転する契約者と移転しない契約者）の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討	結論	（金融庁） 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について一部移転を認めることについては、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割について十分な検討が必要であり、引き続き慎重に検討を行う。	
保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化（金融庁）	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討	検討	検討	（金融庁） 保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、引き続き検討を行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保険商品審査期間の一層の短縮（金融庁）	現行90日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間で審査が可能であるものである場合には原則60日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間の更なる短縮について引き続き努力する。	逐次実施			（金融庁） 現行の保険商品の審査期間については、認可申請・届出が定型化された簡易なものであること等、短期間で審査が可能であるもの場合には原則60日以内と短縮している。また、更に、審査基準の明確化（平成16年6月30日ガイドライン改正）や審査体制の充実（審査要員の確保）を通じて審査手続きの迅速化を図ってきたところである。また、保険業法施行規則、監督指針を改正し、これにより付加保険料について定性的な記載とすることを可能とし、審査の簡素化を図った。（平成18年2月13日改正、平成18年4月1日施行）	
保険商品審査基準の透明性確保（金融庁）	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請及び届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施			（金融庁） 「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について、平成16年6月にガイドライン改正を行い、その項目、記載内容について充実を図ったところであるが、今後もその運用状況を勘案しつつ、必要に応じて検討を行うこととする。	
企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大（金融庁）	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリート契約（自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約）における現行対象範囲を拡大することについて結論を得、所要の措置を講ずる。【保険会社向けの総合的な監督指針】	検討・結論	措置済（8月改正）			
届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行（金融庁）	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第62号）】	措置済（7月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 （金融庁）	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置	実施		（金融庁） 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第84号）」により、新たな弊害防止措置を講じた上で、一部の保険商品を先行解禁し、残る保険商品についても、平成19年12月22日に解禁することとした。	
生命保険の構成員契約規制 （金融庁）	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討	検討	（金融庁） 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。	
保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大 （金融庁）	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が、保険会社の子会社に認められている従属業務を兼営可能業務とすることについて、検討する。			検討開始	（金融庁） 保険会社の子会社に認められている従属業務を兼営可能業務とすることの是非について、当該業務の担い手の在り方や業務範囲規制（本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。）等の保険会社の子会社の事業の在り方を踏まえつつ、検討を開始したところである。	
保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大 （金融庁）	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、 a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務	措置済 （7月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 といった業務を同一の会社で営むことについて検討する。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第62号）】					
保険会社の「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社による証券仲介業の兼営 （金融庁）	当該業務の担い手の在り方や、業務範囲規制（本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。）等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ営むことの是非について、検討する。		平成17年度以降検討		（金融庁） 「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や業務範囲規制（本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。）等の保険会社の子会社の事業の在り方を踏まえつつ、検討している。	
従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 （金融庁）	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討	検討	検討	（金融庁） これまで、従属業務子会社の収入依存規制における収入依存先の拡大について検討を行っているが、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社等と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、親会社等との実質的一体性に留意しつつ、引き続き検討を行う。	
複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し （金融庁）	どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする。 【保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）】	法案提出		措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保険会社による銀行代理店業務の解禁 (金融庁)	保険会社が資金の貸付業務以外の銀行代理店業務を行うことについて措置を講ずる。			措置（4月施行予定）	(金融庁) 「銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）」の施行に伴う「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第29号）」により、保険会社において銀行代理業務が行えるよう措置した（平成18年4月1日施行）。	
金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し (金融庁)	保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については、貸付に係る具体的な業務等の内容を類型化した上で、そのうち個別の認可を不要とすることができるものはないか検討する。			検討	(金融庁) 金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可については、個別の認可を不要とすることができるものはないか検討を行っている。	
保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る。	検討	検討	結論	(金融庁) 保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に措置することとする。	
保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。		検討開始	検討	(金融庁) 保険会社本体が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行っている。	
21 保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁 (金融庁)	保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討	結論	(金融庁) 保険会社がその顧客である証券会社等へ投資信託委託業者を紹介する業務については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険業法第98条第1項に定める「その付随業務」に該当することを明確化（平成18年6月2日改正、平成18年6月5日実施）した。なお、投信販社契約締結のために、投資信託委託業者を紹介する際、その取り扱う商品の提示を行うことも当該紹介する業務に含まれる。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
22 保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁 （金融庁）	保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことについて検討する。			検討	（金融庁） 保険会社が「銀行代理店事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や保険会社及びその子会社の事業の在り方を踏まえつつ検討している。	
23 保険会社本体・子会社による証券仲介業者事務支援業務の解禁 （金融庁）	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討	検討	（金融庁） 保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や保険会社及びその子会社の事業の在り方を踏まえつつ検討している。	
24 保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化 （金融庁）	保険会社が顧客紹介を証券会社へ行うことが可能かどうかについて検討し、結論を得る。		検討・結論		（金融庁） 保険会社が濫発行為をせずに単に顧客を証券会社に紹介する業務については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険業法第98条第1項に定める「その他付随業務」に該当することを明確化した。（平成18年6月2日改正、平成18年6月5日実施）	
25 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大 （金融庁）	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を拡大することについて、検討を行う。			早期に検討開始	（金融庁） 保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲について、当該規定が、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から設けられていることを踏まえ、合理的限度でその範囲を拡大することについて検討を開始したところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
26 保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁（金融庁）	顧客サービスの充実及び経済活動の円滑化、活性化の観点から保険会社のその他付随業務として、既に銀行等に認められているビジネスマッチング業務を認めることについて検討し、結論を得る。		検討・結論		（金融庁） 保険会社が行うビジネスマッチング業務については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険業法第98条第1項に定める「その他付随業務」に該当することを明確化した。（平成18年6月2日改正、平成18年6月5日実施）	
27 保険持株会社の子会社等に係る業務範囲規制の緩和（金融庁）	グループ全体としてのリスク管理の適切性を確保しながら、保険持株会社が子法人等（子会社を除く）及び関連法人等として一般事業会社を機動的に保有するための方策等について、監督上の実効性に配慮しつつ検証のうえ、速やかに検討を開始し、平成18年度中に結論を得る。		検討開始	結論	（金融庁） 「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険持株会社が一般事業会社を子法人等（子会社を除く）及び関連法人等とする場合に承認手続きの必要がないこと、及びその際の留意点を明確化した。（平成19年2月改正）	
28 保険代理店の登録制度における特例措置（金融庁）	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図りつつ、電子化実施後も同様の運用で対応する。	一部措置済（1月）	措置済（2月）		（金融庁） 更に制度整備の必要があるかどうかについては、見直された運用の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討する。	
	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、 なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	平成16年度以降に検討				
29 変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールの見直し及び責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールの明確化（金融庁）	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第83号）】 【保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件の一部を改正する告示（平成16年金融庁告示第56号）】	一部措置済（10月施行）	措置済（4月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
30保険業法上の主要株主規制の整理・緩和（金融庁）	「保険会社としての定款変更の届出」と「（他の保険会社の）主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの届出があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。	措置済				
31保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化（金融庁）	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出事由に関し、保険会社が自社株を購入した等の適当と認められる事由による場合には提出期限を緩和することとする。 【保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）】 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第85号）】		措置済（8月施行）			
32保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化（金融庁）	外国当局が求める提出書類等について調査したうえ、ルールの明確化を行う。 【金融庁監督局保険課長通知（平成16年11月10日）】	措置済				
33商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長（金融庁、国土交通省）	商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。 【道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第57号）】 【損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件（平成17年金融庁告示第35号）】		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
34生命保険会社による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁（金融庁）	平成16年度末までに、前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。 【前払式証券の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第88号）】	措置済（11月施行）				
35骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について（金融庁）	保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに関係府令の改正を実施する。	措置済（平成17年3月施行）				
36根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備（金融庁）	保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制（虚偽の表示等の禁止、募集人登録等）等を導入する等、早急に制度の整備をする。 【保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）】	法案提出		措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

## オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入（法務省）	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡人住所地法によるルールを含む国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることも視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定の全般的見直しについて法制審議会において結論を得て、措置する。 （第164回国会に関係法案提出）	検討	結論・法案提出	措置	（法務省） 法例の全部改正を内容とする「法の適用に関する通則法」が第164回国会において成立（平成18年法律第78号）し、平成19年1月1日に施行。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
サービス法の見直し （法務省）	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	検討	検討	検討	（法務省） サービス協会及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズの把握並びに具体的な改正内容に係る関係団体等との意見の調整を実施した。その内容を踏まえ、現在、最終的な調整を行っている。（議員立法の予定）	
貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 （金融庁）	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討	検討	検討	（金融庁） 貸金業規制法24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付義務は、債務者等を保護するための規定であり、引き続き慎重に検討を行う。	
資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 （金融庁）	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。	検討	検討・結論		（17年度措置済）	
特定目的会社の借入先の拡大 （金融庁）	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る。	措置済				
個人情報の保護 （内閣府及び全省庁） <ITウの再掲>	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の全面施行（平成17年4月1日）に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 <b>【個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）】</b>	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 （経済産業省、金融庁）	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。 【金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）】 【経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成16年経済産業省告示第436号）】	措置済 （12月策定）				
商品ファンドに関する申請・届出の簡素化 （金融庁、農林水産省、経済産業省）	登記簿等の添付書類等について、電子申請を活用して窓口を一本化する。	検討・結論	措置済			
商品投資顧問業者の最低資本金要件の軽減 （経済産業省、農林水産省）	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、検討する。	検討開始	結論	措置	（農林水産省、経済産業省） 商品投資顧問業者の最低資本金について、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、引き下げる方向で引き続き検討を行い、結論を得る。	
投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大 （金融庁）	投資顧問業者の投資（助言）対象である有価証券について、証券取引法における有価証券定義の範囲に投資事業有限責任組合等の組合型投資スキームの出資持分を加える改正を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	措置済（12月施行）				
利害関係人の範囲の見直し （金融庁）	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人及び密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得た上で、所要の措置を講じる。 【証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成17年政令第355号）】	検討・結論	措置済（12月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
赤字・赤枠規制の廃止 （金融庁）	投資顧問業法第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、赤字・赤枠規制を廃止することについて、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点から踏まえ、検討を行う。		検討	結論	（金融庁） 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）」等に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討する。	
金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 （金融庁）	金融先物取引所及び金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。	措置済				
政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化 （金融庁）	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、「財務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。 【証券取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	法案成立、公布	措置済 （7月施行）			
対内直接投資等に係る事前届出業種 （財務省、事業所管官庁）	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			（財務省） - 諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮をしつつ、一層の自由化につき、逐次検討し実施する。なお、鉄道業及び一般乗合旅客自動車運送業については、本計画の趣旨に鑑み、できるだけ早期に検討を開始する予定。	
恩給の支払 （総務省）	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。	結論		平成19年10月以降に実施	（総務省） 平成19年10月以降の実施に向け、関係機関との最終的な調整等、準備を進めている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
税制に関する文書回答制度の見直し（財務省）	a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を分析した上で標準処理期間を設けることについて検討し、結論を得る。		検討・結論	措置	（17年度措置済）	
	b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。	検討				
税の質疑応答事例の公表等（財務省）	a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多くの質疑応答事例を国税庁のホームページに掲載するなどの情報開示を積極的に行う。		措置済		（財務省） 税に関する法令自体の公式な英訳が無い現状では、正確な法令解釈に関する情報の英訳を提供することはできないため、法令自体の公式の英訳化の状況も踏まえながら、英語版ホームページの内容充実を図る中で、引き続き検討を行う。	
	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
固定資産税の納付様式の改善 （総務省）	<p>固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。</p> <p>a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること</p> <p>b 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること</p> <p>c 納付書等に都道府県名を記載すること</p> <p>d 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること</p> <p>【平成16年総税企第117号自治税務局企画課長通知】</p>	措置済（6月通知）				
地方税の徴収の民間開放推進 （総務省）	<p>地方税の徴収業務については、徴収率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考ええる。</p> <p>したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。</p> <p>【「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知）】</p>		措置済			
21貿易保険の民間開放推進 （経済産業省）	<p>a 貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にする。</p> <p>b 国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退する。</p>	措置済				
		逐次実施			（経済産業省） 民間参入により十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが得られるかを見極めていくために、貿易保険分野における民間保険会社の参入状況等につき、今後とも引き続き調査を行い、官民の役割分担の在り方について慎重に検討していく所存。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
22日本貿易保険の組合包括保険制度に関する見直し（経済産業省）	a 独立行政法人日本貿易保険の組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、見直し内容の枠組について平成17年度中を目途に策定する。		措置済			
	b また、利用者のニーズを十分踏まえて遅くとも平成18年度中に具体的な見直しを行う。			措置		
23若年退職給付の民間開放推進（防衛省）	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。		措置		（防衛省） 民間事業者がマニュアルに従い処理を行うことと書類を集約した上で短期間に処理を行うことについて、平成19年度から試験調査等を実施することとしている。	
24中小企業者に対する債務保証制度の見直し及び保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大（経済産業省）	部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまでも一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。	検討			（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
25公金のクレジットカードによる納付の容認 （総務省）	住民の便益を図るため、提案の実現に向けて法制的及び技術的な諸問題について検討し、平成17年度中に措置する。 （第164回国会に係る法案提出）		法案提出	法案成立後公布・施行	（総務省） クレジットカードによる使用料等の納付を可能とする地方自治法の一部改正法が第164回国会において成立。（平成18年11月24日施行済）	
26中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用に関する管理監督の強化 （経済産業省）	中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用について、当該利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を发出し、指導・監督を徹底する。	措置済				
27国民年金保険料のクレジットカード決済 （厚生労働省）	国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成17年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。		結論、以降速やかに措置		（厚生労働省） クレジットカードによる納付を実施するための国民年金法の一部改正案を盛り込んだ「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出したが、継続審議となった第165回国会において廃案となったことから、第166回国会に再度、所要の法律案を提出したところであり、平成19年度中の実施を目指している。	
28国民健康保険料のクレジットカード決済 （厚生労働省）	国民健康保険料の収納率の低下、事業者の要請等を踏まえ、国民健康保険中央会において、平成17年7月にクレジットカード決済を含めた収納対策に関する専門的な検討を行う研究会（次世代国保収納システム研究会）が設けられたところであるが、平成17年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。		結論、以降速やかに措置		（厚生労働省） 平成18年11月24日に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）等が施行され、国民健康保険料等地方公共団体が徴収する公金について、クレジットカードによる支払が可能となった。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
29介護保険料のクレジットカード決済 （厚生労働省）	介護保険料の納付手段の一層の多様化を図るべく、クレジットカード払いによる納付について、平成18年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。			結論、以降速やかに措置	（厚生労働省） 平成18年11月24日に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）等が施行され、介護保険料等地方公共団体が徴収する公金について、クレジットカードによる支払が可能となった。	
30国税のクレジットカード決済 （財務省）	国税の納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、手数料負担の在り方等諸課題について検討し、平成18年度中に結論を得る。			結論	（財務省） 現行の日本におけるクレジットカード決済では、支払を受ける者（販売店等）が決済額の一定率に相当する手数料を負担するのが一般的となっている。国税については、納税額が定額ではなく、少額から高額まで様々なものがあるが、仮にクレジットカードで国税を納付する場合、現状では、こうした納税額の一定率に相当する手数料を国が負担することになる。 この手数料の要素には、クレジットカード会社が利用者から支払を受けるまでの間の金利負担分など、本来、クレジットカード利用者が負担すべき性格のものが大きな部分を占めており、こうした性格の手数料を国が負担することは適当でない。 したがって、クレジットカード払いによる納付については、現状ではその導入は困難であるとの結論を得たところであるが、納税者の利便性の向上に寄与するものであり、納税者負担を含めた手数料負担の在り方等諸課題について、引き続き検討を行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
31東京中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社 （経済産業省）	投資先の審査基準の一層の明確化や、投資先選定過程の適切な開示を行うこと等により、業務の透明化を一層進め、より開かれた経営を促進する。			措置	（経済産業省） 審査基準、投資先選定過程の透明化を高める等の観点から事業規則を改正の上、各社のホームページに公表。 新規投資先企業名及び投資を行った理由を各社のホームページに公表。 意見受付窓口を各社のホームページに開設。 各社の業務の仕組みの紹介等に関する資料を作成の上、各社のホームページに公表。 よりわかりやすく説明責任を果たす観点から、ホームページを全般的にリニューアル。	
32公金の徴収・収納 （総務省、個別法所管官庁）	公金の徴収及び収納については、地方自治法において、原則として私人に取扱わせることは禁止されているが、例外的に使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金については、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっている。 民間・地方公共団体等からのニーズがある場合には、原則すべての費目について私人に委託することができるものとし、所要の措置を講ずる。 また、個別法において、公金の徴収及び収納について取扱いが定められている事項についても、地方自治法上の取扱いに準拠し、幅広く私人に取扱いを認めるよう、民間開放を推進する。			法案成立後 公布・施行	（総務省） クレジットカードによる使用料等の納付を可能とする地方自治法の一部改正法が第164回国会において成立（平成18年11月24日施行済）。	
33地方住宅供給公社における余裕金運用先範囲の拡大 （国土交通省） 住宅工31の再掲	平成17年6月に地方住宅供給公社法の改正を実施したところであり、追加すべき金融機関についての調査・検討を行い、その結論を踏まえ、速やかに大臣指定を行う。 【平成18年国土交通省告示第320号】		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
34ファクタリング業務に係る規制緩和（法務省）	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係（ファクタリング債権関係）に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。			検討	（法務省） サービサー協会及び経済界からのサービサーの活動範囲に関するニーズの把握並びに具体的な改正内容に係る関係団体等との意見の調整を実施した。その内容を踏まえ、現在、最終的な調整を行っている（議員立法の予定）。	
35機械類信用保険付債権の譲渡の容認（経済産業省）	債権譲渡の可否も含めた適切な債権管理の在り方、整理措置の導入について、既存の債権管理スキームとの整合性も考慮しつつ、検討を行い、結論を得た上で、平成18年度中に措置を行う。		結論	措置	（経済産業省） 機械類信用保険の保険金支払いの対象となった残債権について、被保険者において回収に努めた結果、今後回収が見込めないものとして一定の要件を満たす管理債権については、被保険者からの届出により整理又はサービサーへの譲渡を認めることとした（平成18年10月から実施）。	
36地方公共団体の保有する財産の流動化、証券化を目的とした信託の容認（総務省）	地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法の改正法案を平成18年通常国会に提出する。（第164回国会に係る法案提出）		法案提出	措置	（総務省） 有価証券の信託を可能とする地方自治法の一部改正法が第165回国会において成立（平成18年11月24日施行済）。	